

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和7年3月

塩 尻 市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 目次

まえがき

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	塩尻市農業の基本的な方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	1
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	2
4	部門別誘導方向及び地域農業のあり方	3
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	16
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	16
2	農業経営の指標	16
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	17
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	17
2	農業経営の指標（新規就農計画）	17
第3	農業を担う者の育成及び確保を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	18
1	農業を担う者の育成及び確保の考え方	18
2	就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方	18
3	関係機関の連携・役割分担	18
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の育成・確保のための取組	19
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	20
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	20
2	地区別の集積促進について	20
3	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について	21
第5	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	22
1	農業経営基盤強化促進事業の推進方針	22
(1)	農地中間管理事業	22
(2)	農用地利用改善事業	22
2	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	25
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施 の促進に関する事項	25
第6	その他	27

まえがき

この基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）及び、長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき、塩尻市農業の現状に沿って、今後 10 年間を見据えて、農業経営の指標や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定めるものです。

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 塩尻市農業の基本的な方向

塩尻市は、長野県のほぼ中央に位置しており、その立地条件と高速交通網の整備を生かして 3 大都市圏への生鮮農畜産物の総合供給産地としての役割を果たし、県下においては、野菜・果樹を中心に生産量の誇れる品目を数多く有しています。

塩尻市の農業は、水稻中心の塩尻地区・北小野地区、野菜中心の洗馬地区、果樹中心の宗賀地区、水稻・果樹・野菜中心の広丘地区、水稻・野菜・果樹・畜産等との複合経営の片丘地区、自給的農業を主体とした檜川地区に大別でき、それぞれ特色ある農業が展開されており数多くの品目が生産されています。本市は、高原野菜（レタス、白菜、キャベツ等）の産地として安定した生産を継続し、特にレタスは、県内収穫量の約 9 % のシェアを占めています（令和 4 年産作況調査（野菜）より）。一方、果樹においては、ぶどう・なし・りんごが主体であり、なかでも、ぶどう栽培は 100 年以上の歴史があります。

また、ワインのブランド化、高品質化を目的に酒類の地理的表示制度（GI 長野）が導入され、原料である醸造用ぶどうについても、品質の向上を追求しています。

一方、市内には山間傾斜地等厳しい立地条件の中山間地域を抱えているほか、農業従事者の減少、高齢化、また、耕作放棄地の増加等さまざまな課題が生じています。今後は、地域の合意に基づき作成される「地域計画」の取組を進めることで、明確化された担い手経営体（中核的経営体¹）へ、農地中間管理事業の活用などによる農地集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼げる農業経営を目指し、地域農業生産を担う農業生産構造の構築を目指します。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を育成・確保するにあたり、その目標値を次のとおり定めます。

	主たる従事者 1 人あたり	
	標準地域	中山間地域等 ²
年間所得目標	500 万円	350 万円
年間労働時間	2,000 時間	

¹ 中核的経営体：認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条第 4 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

² 中山間地域等とは、宗賀、塩尻、片丘、北小野、檜川地区を指す。その他地域については現状を考慮し決定する。

個人経営体では、経営主である主たる農業従事者 1 人に加え家族従事者（補助的従事者）1 ～ 2 人及び繁忙期の雇用の確保により、1 経営体あたり概ね 8 0 0 万円の年間所得を目指します。

ただし、特に不利な立地条件の下で多様な農業経営を展開する中山間地域等では 1 経営体あたり概ね 4 5 0 万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

団体経営体では、主たる従事者全員が 1 人あたりの所得目標の実現を目指します。

（２）効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営体の育成のため、次の施策を展開します。

ア 中核的経営体の育成

市内の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本件農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指します。

そのために、地域における徹底的な話し合いによる「地域計画」の策定を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の法人化・多角化等による経営発展を一層推進します。

さらに、農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、関係機関が一体となって、農業経営の規模拡大を支援します。

また、生産組織については、地域におけるオペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農類型等に応じた生産組織を育成していきます。さらに経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図ります。

イ 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

現在、農業公社が実施する、「ねこの手クラブ」により労働力支援を行っていますが、今後さらに少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術普及を図るとともに、雇用就業者を安定的に確保することが必要です。

このため、農業 I C T の推進、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の育成・確保に向けた取組を産地と一体となって積極的に展開します。

３ 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前述「効率的かつ安定的な農業経営の目標及び育成・確保」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力

に見合った経営規模、他産業に従事する青年等の所得水準等を勘案し、次のとおり定めます。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：250 万円 年間労働時間：2,000 時間

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に育成・確保するため、独立・自営する新規就農者数を毎年5人以上確保することを目標とします。さらに、農業後継者の経営継承を促進するために、関係機関と連携して取組を進めていきます。

以上の取組を通して、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取組を推進します。

4 部門別誘導方向と地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

本市では、集出荷施設、予冷施設、果樹選果施設等、農業近代化施設の整備はおおむね終了し、今後は施設の維持やライスセンターの集約化、機能強化に対応した整備に努めます。

また、担い手の減少・高齢化が進む中で本市の農業を維持するため、中山間地域でのラジコン草刈機の導入や気象情報等のビッグデータの活用、自動操舵システムといったスマート農業の利用について啓発するとともに、導入に向けた支援策を行います。スマート農業の導入により、米や野菜等は作業効率の向上により少ない担い手でも営農を続けられる状態を目指します。また、果樹については、高品質化、高付加価値化に活用します。

あわせて、次に示した重点作物の振興方針に基づき必要な施設の整備に努めます。

ア 米

米は、本市の農作物栽培面積の内、高い割合を占めており、本市農業を支える基幹品目ですが、国内における米の需要は減少傾向にあるため、米価安定を図るためにも、需要に応じた主食用米の生産が重要です。

このため、収益性の高い作物への転作や、低コスト栽培の導入により水田の高度利用と生産性の高い稲作経営を促進します。

併せて担い手農家への農地の集積・団地化による機械施設利用の効率化を図り、農業生産の効率化と、米の海外販路の拡大を促進します。

イ 麦・そば・豆類

麦・そばは、転作田における振興作物として位置づけ、適地における計画的な作付けを行うとともに、品質の向上と安定的な生産量の確保を図ります。

特に麦は、担い手による機械化一貫作業体系の確立による栽培面積の拡大を図り、そばは地域内の加工業者・農村女性グループ等との連携による地産地消の推進や「そば切り発祥の地」「信州そば」「信州ひすいそば」として観光との結びつきによる高付加価値化を図

ります。

豆類は、水田の高度利用による栽培面積の拡大や、高収量品種の生産による収益確保を行い、あわせて農産加工と結びつけた高付加価値農産品の開発を進めます。

ウ 野菜

野菜の総合的な供給産地として本市の野菜生産は着実な発展を遂げ、特に高原野菜の栽培は、県を代表する産地として発展し、担い手農家(専業農家等)はレタスに代表されるロット型流通による生産を進めるとともに付加価値向上を図ります。また、兼業農家は労働集約的な小物野菜の生産を担っていることから、安定供給生産体制の維持強化を図ります。

今後も総合的な野菜の供給産地として、適地適作の基本を守りながら、持続可能な農業生産を実現するため、環境保全型農業の推進を図りながら、化学農薬・肥料の利用の低減や有機農業を推進し、生産段階における環境負荷低減の効果が見えるような産地形成を促進します。

また、市場では安全な野菜を求める声が強まっていることから、農薬の飛散防止の徹底を始め農薬の使用削減等、安全性の高い生産の指導を推進します。

エ 果樹

果樹生産は、量から質への消費者ニーズの変化、都市化による生産環境の悪化等により生産条件の厳しさは増していますが、計画的生産拡大、流通基盤の近代化施設整備により低コスト生産を促進します。

一方、品種や施設栽培の組み合わせによる労働力の平準化と、技術格差が品質格差を生み、収入を低下させる悪循環を避けるため、技術の向上を図ります。

本市の特産であるぶどうについては、都市化の進展、担い手の高齢化、労働力その他産業への流出等により栽培面積の減少がみられましたが、「ぶどうの郷づくり等推進事業」や塩尻ワイン大学により、ぶどう棚の整備の支援や担い手の確保を継続し、維持・拡大を図ってきております。

また、りんごは、高密植かつ低樹高省力化栽培の推進、品種構成の適正化を図り、なし・もも類は優良品種の導入により振興を図ります。

オ 花き

花き生産は、豊かな日照量と日較差等恵まれた気象条件を生かした栽培がされていますが、産地間競争の激化、輸入花きの増加等、取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後は、新たな技術による省力化、経営の安定化を図るため、市場ニーズの高い品目を選定し、作付けの普及を図ります。

カ 畜産

本市の畜産は、規模拡大と近代化を図りながら発展を遂げ本市の基幹部門として重要な地位を占めてきましたが、近年畜産農家数が減少する状況にあります。また、輸入畜産物に伴う市場への影響、飼料価格の高騰等が進展している中で、令和2年に立ち上げた、塩尻畜産クラスター協議会等により、生産体制を強化し、加工・流通及び販売等において合理化を促進します。

肉用牛については、高品質な牛肉の計画的生産を拡大するため、競争力のある和牛の生産や交雑種など付加価値の高い子牛の生産を行い、自動給餌機等の活用により飼養管理の省力化、飼育頭数の規模拡大とコスト削減を進めます。

乳用牛については、生産・経営管理技術の改善及び労働力の平準化、牛群改良及び自給飼料率の向上等により、生産の合理化、乳量・乳質の向上及び労働時間の削減等図ることにより、ゆとりある経営と耕種部門と一体となった酪農を確立します。

また、環境保全に対する高まりの中で、家畜排泄物の適切な処理・利用を推進します。

豚熱や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病については、国や県等の関係機関と連携を密に行い、ウイルスの早期封じ込み及び蔓延防止に努めます。

（２）地域農業のあり方

以下に地区ごとの用途区分、事業・利用の方針等の構想を示します。

特に担い手が不足している地域等では、ＪＡや地域農業者と連携し、地域の実情に応じた農地の有効利用や地域の農業振興に資する企業の農業参入を支援します。

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(1) 塩尻地区 (塩尻東・大門)	東山	田・畑	水田は土地基盤整備がされており、傾斜地ではあるが、米や転作そばが主に栽培されています。しかし個々の農地は狭く、太陽光パネル等による分断もみられます。 農家の大半が高齢の自給的農家で、後継者はほとんどおらず、有害鳥獣の影響もあり、畑の荒廃化が進行しています。一方で、有機農業を行うグループによる野菜栽培の動きがみられます。 現在取り組んでいる中山間地域等直接支払制度等を活用し、集落内での作業受委託及び流動化を促進するとともに、有機農業による農地利用の動きも踏まえながら、農業施設・設備の購入や利用などの共同化を進め、併せて有害鳥獣駆除対策を進めながら、農地の保全に努めます。
	柿沢・金井・上西条	田・畑 樹園地	水田は土地基盤整備がされ、機械化による一貫作業体系により生産性の高い水田として利用されています。特に柿沢・金井は平坦で面積の大きな農地が多く、比較的大規模な水田の利用及び一部ではワイナリーによるぶどう栽培や有機栽培野菜等の利用があります。 樹園地の一部はワイナリーにより加工用ぶどうが栽培されています。 高齢化が進み、後継者不足ではありますが、大規模な水稻農家が数戸存在することから、作業受委託を含めた集約化や集落営農による管理を進めます。 また、農地や農業用水、農村の自然や景観の保全のため、集落ぐるみで多面的機能支払制度と併せ、有害鳥獣駆除対策を進めながら農地の保全に努めます。
	中西条・下西条	樹園地	北斜面の傾斜地にりんご、もも、なしなどが栽培されています。担い手の高齢化によって、樹園地の荒廃化が増加しています。一方でワイナリーによるシードル用の果樹栽培の動きや新規の果樹農家の参入がみられます。 今後は担い手の育成に努めながら、作目の省力化品種への切替えを促進します。 また、有害鳥獣による被害も多いことから、有害鳥獣駆除対策を進めながら農地の保全に努めます。

	堀ノ内・ 長畝・棧 敷・塩尻 町・大門	田・畑	堀ノ内は比較的平坦で、土地基盤整備がされた水田の利用が盛んです。郊外に位置する長畝では、面積は広いものの日当たりの悪さもあって荒廃が進行している農地もあります。棧敷や大門など住宅地に隣接する農地は小規模なものが多いものの、一部に荒廃農地が見られる程度で、比較的利用が維持されています。 高齢化による担い手不足が進んでいる中、大規模農家へ作業受委託を含めた農地集積を進めています。 市街地近隣の農地は市民農園等として活用するとともに、塩尻インターチェンジ周辺や市街地に隣接した土地利用促進区域については、その立地特性や利便性の高さから、市及び民間による公共公益施設や新規流入人口の受皿等や、新たな立地企業の受皿となる工業拠点の形成など、これからの社会経済情勢を視野に入れながら市街地の拡大（市街化編入）を含め、計画的に開発を調整・誘導していきます。
--	------------------------------	-----	--

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(2) 片丘地区	南内田・ 北熊井 (松本市 境、赤木 山と北熊 井地区に 囲まれた 農地)	田・畑 樹園地	日当たりの良い緩傾斜地に比較的大きい田畑があり、米や葉野菜を中心に、サニーレタスや加工用トマトなど様々な作物が栽培されています。近年は、麦、地区外からの大規模農家の参入などによるそばの大規模栽培や、ワイナリーの増加を受けた加工用ぶどうの栽培が増加しています。 農業者のほとんどが後継者のいない兼業農家のため、一部の意欲的な農家への農作業の受委託や農地の流動化が進んでいます。一方で、田や葉物の畑等の一部で荒廃化も起こっています。 今後は、作業受委託を進めながら生産性の向上を図り、野菜を中心とした団地化やワイナリーによるぶどう畑の集約化を進め、併せて有害鳥獣対策や雨水対策を進めながら、農地の保全に努めます。 さらに、市道東山山麓線沿線から眺望できる田園景観の保全と活用を図るため、豊かな自然環境と良好な眺望を生かした交流施設（滞在型農村交流施設等）や観光施設の設置に向けた研究に取り組みます。 また、今泉南テクノヒルズ周辺については本市の産業活動をけん引する工業機能の強化を図る拠点として、周辺の農業生産活動に配慮しつつ、必要な範囲で整備を進めます。

南熊井の 東側 (犬原： 県畜産試 験場の西 側の農 地)	畑	日当たりの良い緩傾斜地の比較的広い畑を利用して、レタス栽培を中心に秋には長芋も意欲的に栽培されています。レタス栽培は、主に年2回作付されています。また連作障害対策として長芋・緑肥を作付し、生産安定化に努めています。 新規就農者の参入や、専業農家の後継者の確保などにより、担い手不足も解消されています。 目立った荒廃はありませんが、一部で鳥獣被害が起こり始めています。 市内でも大規模な洋菜の生産地であるため、農地の流動化や集約化を進め、モデル地区として高品質な野菜生産、輪作体系の確立に努めます。 また、鳥獣被害対策も行い、安定した農地利用の維持に努めます。
南熊井の 西側 (田川の 東側の農 地)	田	日当たりの良い平坦地のほぼ全域に、圃場整備された水田が広がっています。担い手は兼業農家がほとんどで後継者が確保できていないという問題がありますが、作業受委託が活発で担い手農家への集約化が進んでいます。また、一部でワイナリーによるぶどう栽培も見られます。 今後は、意欲を持った担い手への作業受委託により、生産性の一層の向上を図るとともに農地の保全に努めます。 農業用車両のほか、大型車両等の交通も多いため、地区内移動の安全性向上に向けた片丘バイパスの整備を促進していきます。
高ボッチ 山	採草 放牧地	日当たりの良い傾斜地に草地整備がされており、6月上旬から10月上旬頃まで乳用牛を放牧しています。 ニホンジカによる食害が深刻であるため、有害鳥獣対策を講じていきます。 また、自然環境及び生態系等の保全に配慮しつつ、観光面等での利活用を検討します。

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(3) 広丘地区	堅石・郷原（塩尻駅から北西に広がる地帯）	田・畑 樹園地	市街化区域に隣接した日当たりの良い平坦地に、樹園地、水田、畑地、宅地が混在しています。 樹園地では、りんご、なし、ぶどうが、畑では、レタス、アスパラガス等の葉野菜、小物野菜が栽培されています。 担い手については、高齢化が進んでいるものの後継者が確保され、果樹園などでの新規就農者、認定農業者が育っており、定年帰農者も多くいることから、担い手確保としては、IU ターンなども見据えた取組を進めます。 今後は、野菜地帯と果樹地帯の担い手への集積・集約と、後継者のいない農家に対する土地の流動化推進を行っていきます。 塩尻アルプス工業団地北地区においては、計画的に都市的土地利用への転換を図る区域のため、市及び民間による公共公益施設や新規流入人口の受皿として、これからの社会経済情勢を視野に入れながら市街地の拡大（市街化編入）を含め、計画的に開発を調整・誘導していきます。また工業系用途区域の隣接地は、本市の産業活動をけん引する工業機能の強化を図る拠点のため、周辺の農業生産活動に配慮しつつ、必要な範囲で整備を進めます。
	堅石・郷原（奈良井川左岸、右岸）	田 樹園地	平坦地にある区画面積の広い農地が多く、多くは水田利用されています。水田については、意欲的な農家がいるため、土地利用の集約化、作業受委託が進み、荒廃農地は少ない状況です。 上流部の農地では転作が進み、市内ワイナリーによる加工用ぶどうの栽培も拡大しています。また下流部でも荒廃農地を活用した加工用ぶどうの栽培も始まっていますが、果樹園等で荒廃化の進んでいる農地もみられます。 今後は、意欲的な担い手への土地利用・作業受委託など一層な集約化を図り、大規模化を促進します。また果樹園については、利用状況の把握と流動化の促進等により荒廃化の抑制に努めます。
	高出	田・畑 樹園地	田川両岸の水田地帯での稲作と国道東側に広がる畑地ではレタス、アスパラガス、りんご、そば等が栽培されています。近年、水田地帯北側では市内ワイナリーによる加工用ぶどうの栽培が広がりつつあります。 担い手は意欲的な農家や認定農業者により、今のところ問題はありますが、今後高齢化による後継者不足が懸念されます。 生産性向上を図るために作業受委託による集積・集約を進め、農地の有効活用を図ります。

	野村・吉田	田・畑	平坦地にある区画面積の広い水田地帯で稲作と、転作によるレタス、キャベツ等の葉野菜栽培や、近年雨よけビニールハウスと露地によるアスパラガスやスイートコーンの栽培が盛んです。 担い手は区域内に農業法人が複数あるほか、専業農家を中心に後継者も確保されており、定年帰農者も微増していることから、荒廃農地は少ない状況です。 今後は、機械化による作業効率の向上を中心に、畑地の輪作体系の確立に努め、生産性の向上を図ります。 市街地周辺（エプソン広丘事業所周辺）の農地については、市街地の拡大を含め、周辺の土地利用に配慮した計画的な整備を推進していきます。 野村桔梗ヶ原地区においては、隣接する工業団地（既成市街地）と一体的な市街地整備（市街化編入）を実施しました。一部で継続しているため、引き続き計画的な整備を推進するとともに農地や周辺の土地利用に配慮した、良好な環境確保を図ります。 また、広丘吉田北地区は、市街地及び松本市に隣接した利便性の高い区域であることから、新規流入人口の受皿として周辺の農業生産活動に配慮しつつ、計画的な開発の調整、誘導を図ります。
--	-------	-----	--

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(4) 洗馬地区	岩垂原 (東南部)	畑	農地面積の規模も大きく、市内随一の葉野菜の産地であり、レタス、キャベツ等が栽培されています。近年は夏場の猛暑化により、秋作レタス類の作付けは減少傾向で、トウモロコシ等他の作物への転換が一部で図られています。 担い手、後継者は比較的確保されています。レタスの連作による地力の低下や猛暑化への対応が課題となっているため、今後は、輪作の計画的な取組や、地力増進作物の栽培、畜産農家との有機的結合等により地力の増進・回復を図ります。また新品種・新技術の導入を図り、経営の安定化と付加価値の向上を促進します。

岩垂原 (北西部)	樹園地 畑	松本市と塩尻市との行政境にまたがる日当たりの良い平地で樹園地と畑地があります。 主になしやりんご、ぶどうや葉物野菜が栽培されています。樹園地の担い手の多くは、松本市今井・笹賀地区からの入作であり、塩尻市の補助事業を活用し樹園地の再生を図るなどの整備を進めています。また、市内ワイナリーによる加工用ぶどうの栽培が広がりつつあります。 岩垂原東南部と同様に優良農地が広がるエリアですが、東南部に比べると一部農地での荒廃化がみられます。 今後は、農地の有効利用のため、樹園地の再生と畑地への転換を推進するほか、農業経営の安定化のため、新品種・新技術の導入を図り、農産物の付加価値の向上を促進します。また、荒廃化している果樹園等については、早急な担い手確保・流動化を進め、優良な農地の維持に努めます。
下小曽部	田・畑 樹園地	小曽部川に沿った傾斜地で、中山間地域等直接支払制度などを活用した集落営農を進めています。 以前は水田中心でしたが、畑地転換が進んでおり、現在では、葉野菜や小物野菜が主流になっています。また、市内ワイナリーによる加工用ぶどうの栽培が広がりつつあります。 後継者も比較的確保されており、農地流動化も進んでいますが、農地の荒廃化も一部で発生しはじめています。 単収の上がる作物の栽培を促進するとともに、直売施設への販売等販路開拓の推進、意欲的な就農者への農地集積などを進め、中小規模の営農活動の維持に努めます。 また、有害鳥獣による被害も大きいため、有害鳥獣駆除対策を進めながら、農地の保全に努めます。 加えて、令和元年度着手の洗馬妙義地区における土地改良事業により生産基盤の維持を図っています。
上小曽部	田・畑	小曽部川上流の傾斜地で、谷筋の狭い土地となっています。かつては農地の水田利用が大半でしたが、現在は転作が進んでいます。高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害により、荒廃農地が増えているため、中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全・管理に努めています。 市街地からのアクセスが悪い地区といえますが、近年は湿地を活かした作物の栽培や、古民家をリノベーションした宿泊施設の営業といった新たな土地利用がみられます。 今後は、地域内での作業受委託、農地流動化等を促進し、小規模農地の保全を図るとともに、有害鳥獣駆除対策を進めながら、農地の保全に努めます。

芦ノ田原	畑	奈良井川西北部の平坦な畑地であり、面積も比較的大きく、近年拡大傾向にあるスイートコーンをはじめ、葉洋菜や小物野菜が栽培されています。農業法人による農地利用もあります。 現在、荒廃農地は少ない状況ですが、担い手の高齢化と後継者不足の状況が見られるため、農地の流動化を促進し、担い手の育成・確保を図ります。 また、令和元年度着手の洗馬妙義地区における土地改良事業により生産基盤の維持を図っています。
上組・元町	畑	上組は奈良井川西南部の農地で、奈良井川付近は比較的平坦で水田が広がっていますが、川から離れると傾斜地となっており、荒廃化もみられます。 元町では住宅地と農地が混在しており、小物野菜などが栽培されています。農地集約が難しい状況で、荒廃化がみられます。 担い手は兼業農家が中心で、トウモロコシなどで住民の栽培グループによる農地利用もありますが、高齢化が進み、後継者も少ないため、荒廃農地が増えています。 今後は、定年帰農者等の担い手の育成・確保、反収の高い作目への転換等を進めるほか、有害鳥獣駆除対策を進めながら、農地の保全に努めます。 また、令和元年度着手の洗馬妙義地区における土地改良事業により生産基盤の維持を図っています。
奈良井川西岸北部	田 樹園地	奈良井川西岸の桔梗大橋から北側に広がる比較的規模の大きい転作田の多い地帯であり、現在は主に葉洋菜が栽培されています。また、近年はワイナリーによる果樹園が広がっています。 担い手の高齢化が進んでいますが、後継者がおり、芦ノ田原からの入作も見られます。 今後は、ワイナリーの活動とも連動しながら水田からぶどう畑への転換を進めるなど、農地の有効活用と保全を図りながら、流動化を促進します。
奈良井川両岸南部	田 樹園地	奈良井川両岸の桔梗大橋から南側に位置する水田と転作田の多い地帯であり、主に米と葉物野菜が栽培されていますが、担い手の高齢化、後継者不足が進んでいます。 ワイナリーによるぶどう畑の集約化（団地化）が推進されており、今後もその取組みを通じた集約化を図っていきます。また農地の有効利用を一層進め、農地の保全と流動化を促進します。

	太田中原	畑 樹園地	松塩広域農道と県道洗馬停車場線が交差する南側にある日当たりの良い樹園地で、担い手は加工用ぶどうの契約栽培の農家が多く、高齢化や後継者不足が深刻になっています。 また、太田及び南部を中心に宅地化が進んでおり、農薬散布時の飛散も課題となっています。 今後、ワイナリーによるぶどう畑の集約化（団地化）も検討されており、加工用ぶどうの栽培促進を図ります。また、農地と宅地の混在した地区では、市の補助金を活用した果樹栽培の推進や土地利用の転換も検討します。
--	------	----------	--

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(5) 宗賀地区	桔梗ヶ原・平出・床尾	田・畑 樹園地	桔梗ヶ原は平坦な畑地であり、灌漑施設が整備されているため、安定生産が可能な地帯です。加工用・生食用ぶどうが集積しており、ほかになし、りんごなどの果樹が栽培されています。国道沿いには観光農園もあり、後継者や洗馬太田からの入作もみられます。 平出と床尾は、桔梗ヶ原に比べると積極的な農地利用は少ない状況で、高齢化、後継者不足が深刻化しており、まとまった荒廃農地も発生しています。平出の水田ではある程度流動化が見られますが、樹園地については進んでいないため、対策を講じる必要があります。また床尾地域は山際では農地面積が狭い農地も多く、日当たりの悪い農地も多いため、特に荒廃化が進んでいます。サルやキツネ等の小動物にあたる有害鳥獣による被害も出ています。 桔梗ヶ原については、ワインバレーとしてワイン、ぶどうを振興するため、近代産業遺産を活用した交流施設や道路、基盤整備など、周辺の景観保全と自然環境に配慮した土地利用を図るとともに、工業系用途区域の隣接地においては、本市の産業活動をけん引する工業機能の強化を図る拠点並びに、新規流入人口の受皿として、また市街地に隣接したエリアについては、周辺の農業生産活動に配慮しつつ、農地の保全と計画的な開発の調整、誘導を図ります。 平出・床尾では、有害鳥獣対策を進めながら、移住施策と絡めた担い手の確保などを通じ、農地の保全に努めます。

	洗馬・ 牧野・ 本山	田・畑	幹線道路からのアクセスのよい平坦な農地です。米からそばや大豆への転作が進んでいます。ほかに加工用トマト、葉洋菜を中心に、小物野菜が栽培されています。 農業法人の借入れによる大豆栽培が大きな規模で行われていますが、水田活用の直接支払交付金の制度変更により営農の継続が危ぶまれている状況もあります。 担い手の高齢化が進んでおり、後継者不足が深刻です。特に条件不利地では流動化が進まず、農地の荒廃化が進んでいます。 今後は、大規模農家への農地の集約、農業環境の維持管理に努めていく必要があります。 また、有害鳥獣による被害も多いため、有害鳥獣対策を進めながら、農地の保全に努めます。
--	------------------	-----	---

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(6) 北小野地区	宮前・ 大出	畑 樹園地	標高が高く、日当たりの良い広い畑地でそばや野菜、果樹栽培が行われています。加工用ぶどう栽培もみられます。 広い農地があるものの、担い手が不足しており、荒廃化も進んでいます。 農家の高齢化が進み後継者もないため、今後加工用ぶどうの生産者への集約や農業法人への集積を図っていきます。 また、移住施策等とも連動した担い手確保を図ります。 有害鳥獣による被害も多いため、有害鳥獣対策を進めながら、農地の保全と耕作に適さない農地については、林地化に努めます。
	古町・上 田・勝弦	田・畑	山間部の狭い農地が多い地域です。畑については、葉洋菜、自家野菜等を栽培しています。 農家は、ほとんどが自給的農家であり、高齢化、後継者不足のため、荒廃化が進んでいる畑も発生しています。 水田については、農業法人による作業受委託によって田畑を維持してきた経緯がありますが、同法人の農地経営はこれ以上の拡大は難しく、今後の荒廃農地の解消と担い手確保が課題です。 また、有害鳥獣による被害も多いため、電気柵の設置などの有害鳥獣対策を進めながら、農地の保全と耕作に適さない農地については、林地化に努めます。

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(7) 檜川地区	贅川・平 沢・奈良 井	田・畑	傾斜地にあり狭く、山林等に囲まれている等条件が悪い農地で、有害鳥獣による被害が目立っています。 ほとんどが家庭菜園的な兼業農家ですが、「信州の伝統野菜」に認定されている羽淵キウリが栽培されています。またそば、さるなしの栽培のほか、王滝カブを使った木曾すんき漬の加工等を行っています。 農地の集約・集積が難しい地域であり、家庭菜園的な兼業農家の確保や有害鳥獣対策を進め、農地の保全と耕作に適さない農地については、林地化に努めます。 また羽淵キウリは栽培者が高齢化しており、後継者の育成を促進します。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進します。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実等の実等の就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

(別紙参照)

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上を目指すものとします。

2 農業経営の指標（新規就農計画）

（別紙参照）

第3 農業を担う者の育成及び確保を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の育成及び確保の考え方

塩尻市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成・確保に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、松本農業農村支援センター・農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するため、必要となるサポートを一貫して行います。

3 関係機関の連携・役割分担

(1) 塩尻市

松本農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援策等を行います。

(2) 松本農業農村支援センター

相談及び就農計画の作成指導、技術・経営等の指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行います。

(3) 農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等の情報提供、現地調査、斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行います。

(4) 農業協同組合

生産流通等の総合的な機能を発揮し、青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

また、子会社における研修の受入等を行い、青年農業者等の就農をサポートします。

(5) 公益財団法人長野県農業開発公社

新規就農者への農用地の利用集積を進めるとともに、就農初期段階における経費負担

の軽減等を図るための支援を行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の育成・確保のための取組

塩尻市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、松本農業農村支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、松本農業農村支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう松本農業農村支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。

なお、目標年次は令和15年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農地の利用に占める面積のシェアの目標		備考
塩尻地区 片丘地区 広丘地区 高出地区 吉田地区 洗馬地区 宗賀地区 北小野地区	62.7%	
檜川地区 及び中山間地域	35.6%	
市全体	60.0%	

2 地区別の集積促進について

(1) 塩尻地区

本地域では、高齢化及び後継者不足が課題となっています。比較的まとまった農用地があり、水田地帯では大規模水稻農家も存在するため、これら農家に対する優良農地の面的集積を支援します。また果樹地帯については、担い手の育成・確保を進めるとともに荒廃農地の発生を防ぎます。

(2) 片丘地区

比較的まとまった農用地があり、葉野菜を中心に小物野菜等が生産されています。高齢化が進んでおり、地域の担い手農家への土地の集約化を促進します。

(3) 広丘地区

比較的まとまった水田地帯と日当たりの良い平坦な畑地で盛んに農業が営まれている地域ですが、市街地周辺では開発が進んでいます。

意欲的な担い手農家と農業法人により農地はほぼ健全に耕作されています。今後は、地域計画（旧人・農地プラン）や農地中間管理事業を活用し、担い手に優良農地の集約

化を進め、小規模農業者に配慮しつつ農地の有効活用を進めていきます。

(4) 洗馬地区

まとまった農用地があり、葉洋菜を中心に栽培されています。岩垂原の東南部及び上・下小曾部においては、専業農家も多いですが、後継者の不足が深刻化しています。これらの地域では、担い手に対する農地の集約化を積極的に進めるとともに、効率化・安定化に向けた支援を積極的に行っていきます。

岩垂原北西部及び芦ノ田においては、高齢化及び後継者不足が目立つ一方、優良農地も多いことから、定年帰農の促進、高付加価値農作物への転換などを促し、併せて農地利用の最適化も進めていきます。

地区全体として離農する農業者が増えてきていることから、今後担い手への農地集約を進めるとともに、関係者と連携し新規就農者への支援を充実させていきます。

(5) 宗賀地区

本地域のうち、桔梗ヶ原は果樹の一大産地であり平坦で利便性が高く、畑地における灌漑施設が整備されており、比較的安定生産が可能です。

手作業が多い果樹栽培には労力支援を行うとともに、効率的な農業環境を目指すため、スマート農業の活用を進め、産地の維持に繋げていきます。

(6) 北小野地区

本地域では、高齢化や後継者不足が深刻ですが、水田・畑ともに今後も地域計画（旧人・農地プラン）に即し、継続的に農業法人への農地集約化と作業受委託の支援に努めるとともに、スマート農業や農地中間管理事業を活用し、効率的な農業環境を目指します。

(7) 檜川地区

本地域は、山林に囲まれ条件が悪い小面積の農地が大半で基盤整備の効果も表れにくく、農産物の出荷はほとんど無く家庭菜園的な農地利用を行っています。

これからも、有害鳥獣対策を進めながら農地の保全と耕作に適さない農地については、林地化に努めていきます。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、松本農業農村支援センター、農業委員会等と一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

塩尻市は、長野県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の1「農業経営基盤強化促進事業の推進方針」に定められた方向に即しつつ、地域計画の実行を通して塩尻市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤の強化を促進する事業に積極的に取り組みます。

塩尻市は、農業経営基盤の強化を促進する事業として、次に掲げる事業を行います。

- (1) 農地中間管理事業
- (2) 農用地利用改善事業

実施に当たっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

(1) 農地中間管理事業

ア 塩尻市は、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、機構を農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、機構に対し情報提供、事業の協力を行い、実施の促進を図ります。

イ 農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の取組が重要であり、話し合いを通じて地域における事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して推進するものとします。

(2) 農用地利用改善事業

ア 農用地利用改善事業の実施の促進

塩尻市は、地域関係農業者等が、農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

イ 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、当事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ウ 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、イに規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

エ 農用地利用規程の内容

(ア) 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

- a 農用地の効率かつ総合的な利用を図るための後に関する基本的な事項
- b 農用地利用改善事業の実施区域
- c 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- d 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- e 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他利用関係の改善に関する事項
- f その他必要な事項

(イ) 農用地利用規程においては、(ア) に掲げるすべての事項についての内容を明らかにするものとします。

オ 農用地利用規程の認定

(ア) イに規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を塩尻市に提出して、農用地利用規程について塩尻市の認定を受けることができます。

(イ) 塩尻市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。

- a 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
- b 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
- c エの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- d 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

(ウ) 塩尻市は、(イ) の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を塩尻市の掲示板への掲示により公告します。

(エ) (ア) から(ウ) の規定は、農用地利用規定の変更についても準用します。

カ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(ア) オの(ア)に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限ります。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

(イ) (ア)の規定により定める農用地利用規程においては、エの(ア)に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。

- a 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- b 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- c 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

(ウ) 塩尻市は、(イ)に規定する事項が定められている農用地利用規程についてオの(ア)の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容がオの(イ)に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、オの(ア)の認定をします。

- a (イ)のbに掲げる目標がイに規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること
- b 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の受委託を受けることが確実であると認められること。

(エ) (イ)で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、特定農用地利用規程を、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなします。

キ 農用地利用改善団体の勧奨等

(ア) オの(イ)の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用

地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。

（イ）（ア）の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

（ウ）特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

ク 農用地利用改善事業の指導、援助

（ア）塩尻市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。

（イ）塩尻市は、オの（ア）に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、松本農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、塩尻市農業公社・塩尻市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとする。参加者については、農業者、塩尻市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、松本農業農村支援センター、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ります。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将

来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ります。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成6年10月17日から施行する。

附則

2 この基本構想は、平成13年8月10日から施行する。

附則

3 この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。

附則

4 この基本構想は、平成22年6月7日から施行する。

附則

5 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附則

6 この基本構想は、平成27年4月8日から施行する。

附則

7 この基本構想は、令和2年5月18日から施行する。

附則

8 この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。

附則

9 この基本構想は、令和7年3月7日から施行する。

2 標準経営体の指標

(単位:a、人、千円)

番号	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲＋そば＋作業受託	2,100a	①水稲1,200a ②そば400a ③作業受託500a	2.0	1.0	5,000	8,000	
2	葉洋菜＋果菜類	450a	①レタス(2作)300a ②リーフレタス60a ③キャベツ20a ④ハクサイ20a ⑤スイートコーン50a	1.0	2.0	5,000	8,000	
3	アスパラガス主幹	115a	①アスパラガス(露地)100a ②アスパラガス(雨よけ)5a ③小物野菜10a	1.0	1.5	5,000	8,000	
4	りんご＋なし＋もも	120a	①ふじ45a ②つがる20a ③シナノスイート15a ④豊水10a ⑤あかつき15a ⑥川中島白桃15a	1.0	1.5	5,000	8,000	
5	りんご＋なし＋ぶどう	105a	①ふじ40a(新わい化) ②つがる10a(新わい化) ③豊水10a ④巨峰(無核)10a ⑤加工ぶどう20a ⑥シャインマスカット15a	1.0	1.5	5,000	8,000	
6	ぶどう専作	55a	①シャインマスカット25a ②ナガノパープル10a ③巨峰(無核)10a ④ナイヤガラ10a	1.0	1.5	5,000	8,000	
7	ぶどう＋なし	130a	①幸水15a、②豊水15a ③巨峰(有核)15a、④巨峰(無核)15a ⑤加工ぶどう50a ⑥ナガノパープル10a ⑦シャインマスカット10a	1.0	1.5	5,000	8,000	
8	花き専作	80a	①スターチス30a ②シクラメン20a ③トルコギキョウ30a	2.0	1.0	5,000	8,000	
9	酪農＋水稲	－	①酪農25頭 ②飼料用トウモロコシ150a ③牧草150a ④水稲120a	2.0	1.0	5,000	8,000	
10	肉牛専用肥育	－	肉牛肥育 ①和牛120頭 ②F1 30頭	1.0	1.0	5,000	8,000	
11	養鶏専業	－	①養鶏12,000羽	2.0	1.0	5,000	8,000	

中山間経営体の指標

番号	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲＋そば ＋作業受託	1,500a	①水稲800a ②そば300a ③作業受託400a	1.0	2.0	3,500	4,500	
2	葉洋菜主幹	320a	①レタス(2作)180a ②リーフレタス50a ③キャベツ20a ④ハクサイ20a ⑤スイートコーン50a	1.0	2.0	3,500	4,500	
3	葉洋菜 ＋ながいも	255a	①レタス(2作)180a ②リーフレタス30a ③ながいも30a ④ブロッコリー15a	1.0	2.0	3,500	4,500	
4	小物野菜複合	80a	①ハウレンソウ10a ②リーフレタス50a ③ピーマン5a ④パセリ15a	1.0	2.0	3,500	4,500	
5	小物野菜複合	135a	①スイートコーン50a ②リーフレタス50a ③ジュース用トマト20a ④キュウリ10a ⑤トルコギキョウ5a	1.0	2.0	3,500	4,500	

○生産方式及び経営改善のポイント

水 稲	・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進
麦、大豆、そば	・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大 ・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作出産を進め、競争力を向上 ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	・省力で収益性の高い高密度植栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
も も	・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進
な し	・県オリジナル品種等への転換 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
ぶ ど う	・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ®」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高品質の安定化と高位平準化を推進 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及 ・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進 ・ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
レ タ ス	・夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
は く さ い	・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
キ ャ ベ ッ	・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
ブロッコリー	・標高差を活かしたリレー出荷体系を推進 ・水詰めによる高品質な出荷等を拡大 ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進
アスパラガス	・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・新規栽培者の育成・確保
ト マ ト	・養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・新規栽培者の育成・確保 ・土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引を推進
き ゅ う り	・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の育成・確保
夏秋いちご	・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化の推進
キ ク	・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けバック花等用途別生産の推進 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進
カーネーション	・夜間冷房、循環扇等の活用による高収量化、高品質化を推進 ・仕立て法の見直し等による秋期生産量の増加 ・実需者の用途に合わせた品種選定及び作型設定
トルコギキョウ	・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進

アルストロメリア	・低温期における二酸化炭素施用による高収量化、高品質化の推進 ・新品種の導入に対応した栽培管理技術の確立 ・夏期出荷の需要に応じた品種選定と茎葉管理技術
シクラメン	・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組み合わせによる施設の効率利用
乳 用 牛	・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
肉 用 牛	・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産
豚	・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善 ・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上 ・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下 ・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進 ・豚熱の侵入防止の徹底と適切なワクチン接種
鶏	・高病原性鳥インフルエンザの侵入防止の徹底 ・ヒナの育成管理の徹底による信州黄金シャモの安定生産の推進 ・飼料用米の活用など低コスト化と付加価値化の推進

農業関連事業部門の展開方向例	N o	区 分	内 容	年間所得	備考
	1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設1棟	2,000千円程度	
	2	漬物共同加工経営	野菜、きのこ等加工 加工処理施設1棟		
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等直売施設1棟		
	4	ふれあい牧場経営	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設1棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

※参考 長野県農業経営指標(令和4年版)

2 農業経営の指標(新規就農計画)

(単位:a、人、千円)

番号	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	りんご専作	100a	①ふじ30a(新わい化) ②つがる30a(新わい化) ③シナノスイート20a(新わい化) ④シナノゴールド20a(新わい化)	1.0	1.0	2,500	3,500	
2	ぶどう専作	50a	①巨峰(無核)10a ②ナガノパープル10a ③シャインマスカット10a ④醸造用ブドウ20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
3	りんご +なし +ぶどう	65a	①つがる10a(新わい化) ②ふじ10a(新わい化) ③幸水10a ④巨峰(無核)5a ⑤シャインマスカット10a ⑥醸造用ブドウ20a	1.0	1.0	2,500	3,500	
4	葉野菜+果菜類	230a	①レタス160a(2回転) ②ハクサイ15a ③キャベツ15a ④ブロッコリー10a ④スイートコーン30a	1.0	1.0	2,500	3,500	

番号	営農類型	面積規模	作付面積等	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
5	野菜複合	115a	①パセリ5a ②ピーマン10a ③スイートコーン40a ④リーフレタス60a	1.0	1.0	2,500	3,500	
6	野菜複合	65a	①アスパラガス(露地)50a ②ピーマン5a ③小物野菜10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
7	花き専作	35a	①トルコギキョウ20a ②ラナンキュラス15a	1.0	1.0	2,500	3,500	
新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。 1 施設・機械投資の低減 ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 ・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましいです。 ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。 2 経営管理及び生産方式 経営管理及び生産方式は、第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期 適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。							

※参考 長野県農業経営指標(令和4年版)